

## 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年4月24日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

### 【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

### 【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

### 【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

### 【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

#### （1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### （2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

#### （3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

#### （4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

### 【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

### 【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

### 【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 17 国名：エチオピア 担当：農村開発部  
案件名：小規模農民のための優良種子振興プロジェクト（農業機械）

1 今回契約予定のコンサルタント  
農業機械 3号～4号

2 契約予定期間： 全体 2013年5月下旬から2013年8月下旬まで  
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M  
農業機械 5 60 5 2.50  
（現地2.00M/M、国内0.50M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所  
簡易プロポーザル：正1部写4部  
見積書：正1部写1部  
提出期限：5月15日(12時まで)  
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- |                    |    |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性         | 6  |
| イ 業務方法の整合性、現実性等    | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2  |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：農業機械                   |    |
| (ア) 類似業務の経験                   | 40 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8  |
| (ウ) 語学力                       | 16 |
| (エ) その他 学位、資格等                | 16 |
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）  
対象国/地域：エチオピア/全途上国  
類似業務：農業機械に関する各種業務

6 条件

補強認めない。  
その他：

7 業務の背景と目的

エチオピア国（以下「エ」国）では、農業に従事する人口が85%、農業生産のGDPに占める割合が40%以上であり、経済・産業における農業の位置付けは極めて大きい。2010年から2015年までの国家開発五か年計画(Growth and Transformation Plan)の中でも、農業を核として経済成長を図ることが目標として掲げられている。しかしながら、農業生産の大部分が伝統的な技術に依存しているのが実情で、単位面積あたりの生産性が低く、安定的な食料生産・供給が行われていない状況にある。

このような「エ」国における低い農業生産性の一因は、改良種子の供給が需要を大きく下回っていることにある。「エ」国における肥料や農薬の使用量は増加の一途をたどっているにもかかわらず、改良種子の供給は依然として低水準に留まっている。種子生産の中軸を担っている国営企業のエチオピア種子公社は、改良種子の生産・供給を任務としているが、供給量は農家需要のわずか20%程度に留まっており(プロジェクト ベースライン調査、2011年)、ほとんどの農民は前年収穫物の一部を保管して作付け用の種子とするか、地方市場でインフォーマルに農民が販売している種子を利用しているのが実態である。これらの種子は 生産性の低い在来種であること、病気に感染しており発芽率が低く、実をつけないこと、適切な管理がなされていないため様々な品種が混ざっており均質でないこと等の問題があり、農業生産性の観点から大きな課題となっている。

このような状況から、「エ」国政府は改良種子の需要を満たすために農家自身による種子生産増加を目指し、州政府や郡、農業協同組合と協力して活動を行っている。しかしながら、農民の種子生産技術が不十分であること、州や郡職員の種子品質管理技術が不十分であること、種子の価格設定方法がマーケットの状況を反映できていないこと、行政手続きや収穫後の管理の問題から種子が適切な時期に利用者に配布されないこと等、生産技術、品質管理、流通に至るまで多くの課題を抱えている。

こうした状況を受けて、「エ」国政府は我が国に対し連邦農業省をカウンターパート(C/P)機関として種子生産に関

する技術協力の要請を行った。これを受けてJICAは、2010年2月から2014年2月までの4年間の予定で技術協力プロジェクト「小規模農民のための優良種子振興プロジェクト」(以下「プロジェクト」)を実施している。

本プロジェクトは、「エ」国において80%以上の穀物を生産しているオロミア州、アムハラ州、南部諸民族州の3州から特に種子生産が盛んである5郡を選定し(オロミア州から3郡、アムハラ州から1郡、南部諸民族州から1郡)、それぞれの環境条件等に即した、コムギ及び主食であるテフの生産から流通に至る一連の種子生産活動を改善することを通じて、経済的に持続性の高い種子生産システムを導入し、優良種子の生産・利用増加を目指すものである。また、プロジェクト活動を通じて得られた実績や成果をもとに、州政府及び連邦政府の政策決定者に対して積極的に政策・制度に関する提言を行うものである。

なお、本プロジェクトは、これまでにチーフアドバイザー/種子生産政策・制度、農業機械、種子生産技術、流通・農業経営、種子生産モニタリング、研修運営、普及システム、品質管理、教材作成の各分野の専門家が派遣されており、2011年は試験場で実施した試験結果を農民レベルに普及するために、国連食糧農業機関(FAO)が開発した農民参加型の農業技術普及手法であるファーマー・フィールド・スクール(Farmer Field School : FFS)手法を改良したシード・ファーマーズ・スクール(Seed Farmers School : SFS)を実施し、約270名の農家に対し種子生産技術の普及を行った。2012年度は3州5郡においてSFSを実施し、約720名の農家に対して種子生産技術の普及を行ったところである。

2012年度は、それまでに派遣された農業機械分野専門家の成果を踏まえ、条播機の開発を主たる目的として12月～3月の間に農業機械分野の専門家を派遣したが、同専門家により主にコムギとテフを対象とした多連式条播機が開発され、地元の製作所に所属する職員に対し、条播機製作のための実地研修が2013年2月に実施された。その後プロジェクトでは、SFS農家に配布して活用を促すべく条播機の製作を実地研修に参加した各地の製作所に発注したところである。

本専門家派遣は、各製作所で作られる条播機の品質を把握すると共に、製作工程・品質改善策に対する指導・提言を行うこと(注：フォローアップワークショップを開催予定)、条播機利用農家の置かれるさまざまな環境(土壌・気候等)下で利用することで認められる改良点について必要な対策を示すこと、開発された播種機の継続的な利用に資するためのアドバイスを行うこと、これらを踏まえ、プロジェクトで作成した「条播機製作マニュアル」について必要な改訂を行うことを目的とする。

## 8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、他の専門家と協力し、技術協力プロジェクトの仕組みと手続きを十分把握の上、農業機械専門家としてC/Pに対する技術移転を担当する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[農業機械]

### (1) 国内準備期間(2013年5月下旬～6月上旬)

ア 既存・関連資料の収集・整理・分析を行い、当該案件の実施に必要な情報を取得する。

イ 上記アの分析結果を基に、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述した業務実施計画(和文・英文)を作成し、JICA農村開発部に提出する。

### (2) 現地派遣期間(2013年6月上旬～2013年8月上旬)

ア C/P機関である農業省及び各州の農業開発局及びJICAエチオピア事務所に業務実施計画書を提出し、業務計画の説明及び打合わせを行う。

イ C/Pが行う次の活動について助言・指導を行う

(ア) プロジェクトが発注し、各地の製作所が製作した多連式条播機の品質を確認し、問題点の確認を行う。

(イ) SFS農家(5郡)が実際の圃場において使用する多連式条播機の利活用状況を把握し、問題点の確認を行う。

(ウ) 上記、(ア) (イ)に基づき、多連式条播機に必要な改善や改良策を検討、提示する。

(エ) (ア)～(ウ)に基づき、多連式条播機に必要な改善を施す。

(オ) 2013年2月に実施した条播機製作研修に参加した製作所関係者に対し、フォローアップワークショップの場において、多連式条播機の品質向上と、必要な改良策について説明、提示する。

(カ) 上記に基づいて「条播機製作マニュアル」を改訂する。

ウ 活動の成果に基づき現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関、JICAエチオピア事務所及びプロジェクトに提出し、報告を行う

### (3) 帰国後整理期間(2013年8月中旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部へ提出し、活動成果について報告を行う。

## 9 成果品等

### (1) 業務実施計画書

英文4部 (C/P機関、JICA農村開発部、JICAエチオピア事務所、プロジェクトチーム)

和文3部 (JICA農村開発部、JICAエチオピア事務所、プロジェクトチーム)

### (2) 現地業務結果報告書

英文3部 (C/P機関、JICAエチオピア事務所、プロジェクトチーム)

### (3) 専門家業務完了報告書

和文3部 (JICA農村開発部、JICAエチオピア事務所、プロジェクトチーム)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ(CD)も併せて提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/index\\_201301.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html)

プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。

航空便経路：

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA農村開発部乾燥畑作地帯第一課(TEL:03-5226-8430)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 黄熱

(5) その他

特になし